

環境省「犬猫殺処分ゼロ」（譲渡困難な犬猫除外）の定義に反対する

2018年5月10日

環境省環境大臣 中川雅治様

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階

植田法律事務所内

THEペット法塾代表 弁護士 植田勝博

電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

### 意見の趣旨

報道によると、「2018年5月3日に、環境省は、「殺処分ゼロ」の定義を譲渡困難な犬猫を除外するとの方針を固めた。」

内容は「自治体が掲げる犬猫の『殺処分ゼロ』の定義を明確化し、譲渡が難しいケースを除外する」とする。同省は譲渡困難な犬猫を除いた集計を本格的に実施することにした。

上記の環境省の措置は、動物愛護管理法（動愛法、動物の命と共生）に違反し、譲渡が難しい動物の命を奪ってヤミに葬るものであり、国民を欺いて「殺処分ゼロ」というものである。環境省の措置に強く反対する。

### 意見の理由

第1 環境省の「殺処分ゼロ」の定義を、「譲渡困難な犬猫を除外する」との理由

環境省は次の理由を挙げる。

- ① 「環境省が集計・発表する殺処分数には譲渡に適さない個体や保護中に死んだ個体もカウントされるため、完全にゼロにはできない」
- ② 「引き取った人がかまれる事故や感染症の流行を防ぐためである。」
- ③ 「殺処分ゼロを急ぐあまり、動物愛護団体に次々に譲渡して、シェルターが

過密状態に陥るケースもある」

## 第2 環境省の措置は動愛法に違反している。

### 1 環境省の措置は動愛法に反する違法な行政である。

2012年に改正された動愛法は殺処分がなくなるよう、都道府県などが引き取った犬猫の所有者探し、譲渡に努める義務が明記された。これを受け、都道府県や政令市など42自治体が「殺処分ゼロ」を目指して活動して、13年度に約12万8000匹だった殺処分数は16年度には約5万6000匹に減った。16年度の殺処分のうち、病気や攻撃性を持つことから「譲渡が適切でない」と見なされた犬猫は約1万6000匹に上っているとす。

### 2 環境省の理由は動物の命を守るよりも、動物の命をヤミに葬るもので明らかに動愛法に反する。

(1) 2012年に法改正で、行政殺処分は大きく減った。しかし、行政の殺処分は以降も旧来のまま殺処分行政を続ける行政が少なくない。

(2) 環境省の措置は、動物の命への取組ではなく、動物の命を踏みにじる。

兵庫県の場合、平成28年4月～10月までの7ヶ月で約2000頭の引取犬猫の内、引取当日に約60%1200頭余を即日に殺処分をした。数日内で20%を殺処分し、合計約80%を殺処分した。理由は「負傷動物」と「譲渡不適正」である。

その内容は治療可能のフィラリア等、鼻水を垂らしている、吠えた程度でこれに該当したとする。即日殺処分の法律上の根拠はない。敢えて死に至る苦痛を除くことが緊急避難的に許される。しかし、殺処分直前の犬猫が救われて譲渡先で幸せに共生している。

兵庫県では、上記大量の殺処分について、所有者探しもせず、譲渡義務についても、ネットでは、多量な犬猫の内、わずか数頭の犬猫のみが猫2日間、犬7日間の広報をして殺処分をする。殆どの犬猫はネットにもでずに誰も分からない中で約8割の殺処分と約2割の裏譲渡である。殺処分の理由が「譲渡不適正」である。

環境省の「譲渡適正がない犬猫」を殺処分ゼロから除けば、兵庫県の約80%の殺処分された犬猫は全てヤミに葬っている兵庫県は「殺処分ゼロ」となる。

動物の命を無視し、動愛法の動物の命と共生に明らかに反する。環境省の措置は行政のみだりな殺傷の犯罪を闇に隠すことを目的とするというものである。

兵庫県の殺処分行政は、動愛法、その付帯決議の殺処分ゼロを無視するだけでなく、所有者保護の迷い犬猫（遺失物法）、犯罪者を取り締まるべき遺棄犬猫（犯罪の証拠）などの法律も無視した殺処分を続ける中で、環境省の「殺処分ゼロ定義」は、行政の違法な殺傷をヤミに隠して動物の命をヤミに葬るものである。

### 3 環境省の上げる理由の不当性

- (1) 環境省理由①「譲渡に適さない個体や保護中に死んだ個体は殺処分数に入ると『殺処分ゼロ』は達成できない」という。ヤミで大量の犬猫を殺処分をして、これを隠して『殺処分ゼロ』ということは形式を整えることだけではなく、大量の殺処分された動物の命を闇に隠して、後述の国民を欺く行為である。

環境省の措置は、殺処分ゼロを目指す動愛法を空洞化させて、実質法律を遵守しないことである。

- (2) 環境省理由②「引き取った人がかまれる事故や感染症の流行を防ぐ」という。この理由は全く実体に沿わない。兵庫県では、行政の檻の中で犬が恐怖の中で吠えたり人慣れしない、フレンドリーでなければ譲渡適正はない、治療の必要がない、若しくは治療可能なフィラリア抗体陽性や鼻水などでも譲渡不適正とする。兵庫県では、譲渡適正があるとされたビーグル犬もフィラリア「抗体陽性、mf陰性」のみで殺処分がされた。また、他の理由で譲渡不適正とされた動物が譲渡されて飼主の家族として生活をしている。一般的に犬猫は、人と共生ができる動物であるから当然と言える。

かみつく習性の犬でも殺すことは可愛そうとして飼主となる人もいる。1人の飼主が現れば命は救える、これに向かって努力する行政もある。

環境省は、兵庫県等、従来の殺処分行政の継続を隠蔽して、ヤミで動物の命を奪おうとするもので、動愛法の遵守義務に違反し、法律違反の行政である。

(3) 環境省理由③「動物愛護団体に譲渡して、シェルターが過密状態に陥るケースもある」。

これは、民間が大変だから行政が殺すというもので本末転倒である。

民間は、行政が殺すから、動物を殺されないように守るために無理をしてでも行政から引取をして譲渡活動をしている。民間による行政の殺処分をなくすための努力である。動物の命を守りたいからである。

原因は、夥しい数の譲渡可能な犬猫を殺す行政に問題がある。これを環境省は、行政の責任を棚上げして、行政の尻ぬぐいをする民間の問題として取り上げ、行政の責任の転嫁をするものである。

守るべきは動物の命であって、環境省の『殺処分ゼロ』定義の理由③は、行政の殺処分を容認して「譲渡不適正」としてヤミに葬り隠して、民間の行政からの動物の命を守るための活動を妨害するというものである。

4 環境省の『殺処分ゼロ』定義は国民を欺く操作である。

行政の殺処分行為は事実は事実である。行政がこの事実を隠蔽して「殺処分ゼロ」とすることは、国民に事実を知らせない隠蔽である。国民に動物殺処分の実体を隠して欺く行為である。兵庫県等が『殺処分ゼロ』の県であるとしたら国民は納得できるものではない。

国民に対して行政が事実を開示して行政がされるべきは日本の国の根幹である。その責務を負うべき環境省が国民に事実を知らせず、『殺処分ゼロ』とすることは民主政治の基本に反して、国民を欺くことである。

環境省の行為は、動愛法に反し、また憲法にも反する違法を行うものであって到底許されない。

5 動愛法改正の動きに逆行する。

現在、野良猫の引取の禁止義務、野良猫の餌やり・TNRを行政が責任をも

って行う、遺失物法の厳守、所有者へ戻す義務、ネットを通じた全ての動物の飼主募集の義務化が求められ、動物愛護センターは、犬猫以外の動物（インコなど）を含めて、動物収容施設の拡充、治療、保護、譲渡義務の立法とその強化のための財政の支援の拡充を法律で規定することが求められている。

2012年改正動愛法は、現場において殺処分ゼロへの実現のためには不完全であることが明らかとなり、現在、各動物保護の団体や国民から『殺処分ゼロ』への大きな声が上がっている。環境省は、殺処分行政の根拠となっている「譲渡不適正」を正面からカウントしないとしてヤミに葬って、国民を欺く『殺処分ゼロ』定義をするもので、動愛法改正の逆方向への措置ないし妨害をするものである。

6 環境省の『殺処分ゼロ』定義は、上記の通り、動物の命を守るべき義務、法律を守るべき義務に違反して動物の命をヤミに葬り、国民を欺くものである。

本来、動愛法の殺処分目的の猫を引き取らず、全頭、譲渡義務に基づいてネット募集をすれば殺処分犬猫は大幅に減る筈である。

環境省は、殺処分動物の命を奪いこれを闇に葬ることは動愛法に反し、殺処分ゼロを目指す動愛法を妨害、否定をしようとし、法律を遵守せず、憲法の根幹さえ崩すものである。

上記理由により、環境省の措置に強く反対する。

以上